

ZIPファイルなど、複数のファイルを一つにまとめて電子公証を行う場合の注意点



電子公証済み



証拠として提出

ZIPファイル等を裁判官
や相手企業の面前で
展開する。



証拠として開示する。

証拠として開示する。

裁判の証拠とはならず、
また相手に開示したく
ないファイル。

上記のように、複数のファイルを一つのファイルにまとめて電子公証した場合、将来トラブルが発生し、証拠を開示する局面において、相手に対して開示したくないファイルまで開示しなければならなくなる可能性があります。



将来のトラブルを想定した場合、電子公証はファイル単位で行うことをお勧めします。ZIPファイル等を利用される場合は、証拠提示の際に不都合にならない単位(例えば特定の技術に関連したファイルなど)でご利用いただくことをお勧めします。